



鳥取県公報

平成 20 年 4 月 4 日 (金)
第 7 9 7 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土砂災害警戒区域の指定 (7 件) (226~232) (治山砂防課) 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定
	(233) (中部総合事務所福祉保健局) 12
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (234) (〃) 12
	指定居宅サービス事業者の指定 (235) (西部総合事務所福祉保健局) 13
	指定介護予防サービス事業者の指定 (236) (〃) 13
◇ 選管告示	政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (15) 13

告 示

鳥取県告示第 226 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

宮谷川（I-1-2-20-1）、城谷川（I-1-2-20-2）、本泉川（I-1-2-20-4）、八治郎谷川（I-1-2-20-5）、柚ヶ谷川（I-1-2-20-6）、鶴ヶ谷川（I-1-2-20-7）、荒神谷川（I-1-2-20-8）、荒神谷川（I-1-2-20-9）、北ノ谷川（I-1-2-20-10）、南ノ谷川（I-1-2-20-11）、大島谷川（I-1-2-20-12）、曹源寺中谷川（I-1-2-20-13）、下曹源寺谷川（I-1-2-20-14）、曹源寺左谷川（I-1-2-20-15）、曹源寺右谷川（I-1-2-20-16）、水月庵の谷川（I-1-2-20-17）、久原谷川（I-1-2-20-18）、清ヶ崎谷川（I-1-2-20-20）、助谷川（I-1-2-20-21）、下助谷谷川（I-1-2-20-22）、中大柿谷川（I-1-2-20-24）、五郷谷川（I-1-2-20-27）、牧上谷川（I-1-2-20-28）、南今泉谷川（I-1-2-20-29）、宮ノ空谷川（I-1-2-20-31）、背戸谷川（I-1-2-20-32）、若宮谷川（I-1-2-20-33）、下若宮谷川（I-1-2-20-34）、東大瀬谷川（I-1-2-20-35）、カジン谷川（I-1-2-20-36）、福呂谷川（I-1-2-20-37）、山田一谷川（I-1-2-20-38）、坂の谷川（I-1-2-20-39）、宮の谷川（I-1-2-20-40）、沢向田川（I-1-2-20-41）、北平谷川（I-1-2-20-42）、湯谷川（I-1-2-20-43）、ミョウガ谷川（I-1-2-20-44）、大谷川（I-1-2-20-45）、家頭谷川（I-1-2-20-46）、坪谷川（I-1-2-20-47）、屋敷谷川（I-1-2-20-48）、黒川谷川（I-1-2-20-49）、俵原谷川（I-1-2-20-50）、釜ノ谷川（I-1-2-20-51）、尼子川（I-1-2-20-52）、大谷川（I-1-2-20-53）、保ヶ成川（I-1-2-20-54）、水引谷川（I-1-2-20-55）、澤ヶ谷川（I-1-2-20-56）、天谷川（I-1-2-20-57）、段谷川（I-1-2-20-58）、東小鹿川（I-1-2-20-59）、上床谷川（I-1-2-20-60）、仏谷川（I-1-2-20-61）、丹戸谷川（I-1-2-20-62）、西小鹿川（I-1-2-20-63）、下小鹿谷川（I-1-2-20-64）、ヒーガ谷川（I-1-2-20-65）、桔芦山谷川（I-1-2-20-66）、寺谷川（I-1-2-20-67）、割谷川（I-1-2-20-68）、伊条谷川（I-1-2-20-69）、樋ヶ谷川（I-1-2-20-70）、砂原谷川（I-1-2-20-71）、美谷川（I-1-2-20-72）、源谷川（I-1-2-20-73）、西源谷川（I-1-2-20-74）、栗谷川（I-1-2-20-75）、向谷川（I-1-2-20-76）、徳本谷川（I-1-2-20-77）、吉尾左谷川（I-1-2-20-79）、柿野柏川（I-1-2-20-80）、机田谷川（I-1-2-20-81）、戒谷川（I-1-2-20-82）、オコ谷川（I-1-2-20-83）、一ノ谷口川（I-1-2-20-84）、垣ノ内谷川（I-1-2-20-85）、笏賀川（I-1-2-20-86）、モクロウ谷川（I-1-2-20-87）、奥モクロウ谷川（I-1-2-20-88）、小和谷川（I-1-2-20-89）、脊戸谷川（I-1-2-20-90）、稲戸谷川（I-1-2-20-91）、巢谷川（I-1-2-20-92）、原ノ谷川（I-1-2-20-93）、カノウ谷川（I-1-2-20-94）、上加谷谷川（I-1-2-20-95）、フリア谷川（I-1-2-20-96）、下加谷谷川（I-1-2-20-97）、尺谷川（I-1-2-20-98）、穴鴨谷川（I-1-2-20-99）、穴鴨平谷川（I-1-2-20-100）、後

口屋谷川（Ⅰ－１－２－２０－１０１）、スズカ谷川（Ⅰ－１－２－２０－１０２）、田代川（Ⅰ－１－２－２０－１０３）、座性寺谷川（Ⅰ－１－２－２０－１０４）、口の口谷川（Ⅰ－１－２－２０－１０５）、大谷川（Ⅰ－１－２－２０－１０６）、穴谷川（Ⅰ－１－２－２０－１０７）、下大谷谷川（Ⅰ－１－２－２０－１０８）、大谷西上谷川（Ⅰ－１－２－２０－１０９）、大谷西中谷川（Ⅰ－１－２－２０－１１０）、大谷西下谷川（Ⅰ－１－２－２０－１１１）、平内谷川（Ⅰ－１－２－２０－１１２）、鉄山ヶ谷川（Ⅰ－１－２－２０－１１３）、中福山谷川（Ⅰ－１－２－２０－１１４）、家の奥谷川（Ⅰ－１－２－２０－１１５）、定谷川（Ⅰ－１－２－２０－１１６）、扇谷川（Ⅰ－１－２－２０－１１７）、タワ平谷川（Ⅰ－１－２－２０－１１８）、下西山谷川（Ⅰ－１－２－２０－１１９）、吉尾右谷川（Ⅰ－１－２－２０－１２０）、大刈山谷川（Ⅰ－１－２－２０－１２１）、鉛山谷川（Ⅰ－１－２－２０－１２２）、鉛山中谷川（Ⅰ－１－２－２０－１２３）、福吉中谷川（Ⅰ－１－２－２０－１２４）、小河内下谷川（Ⅰ－１－２－２０－１２５）、大瀬谷川（Ⅰ－１－２－２０－１２６）、大瀬上谷川（Ⅰ－１－２－２０－１２７）、栗祖谷川（Ⅰ－１－２－２０－１２８）、森下谷川（Ⅰ－１－２－２０－１２９）、久鳥谷川（Ⅱ－１－２－２０－１）、福山川（Ⅱ－１－２－２０－２）、西曹源寺谷川（Ⅱ－１－２－２０－３）、西山谷川（Ⅱ－１－２－２０－４）、恩谷川（Ⅱ－１－２－２０－６）、大瀬丸谷川（Ⅱ－１－２－２０－７）、チファイ谷川（Ⅱ－１－２－２０－８）、上高橋谷川（Ⅱ－１－２－２０－９）、上神倉谷川（Ⅱ－１－２－２０－１０）、下神倉谷川（Ⅱ－１－２－２０－１１）、岩本谷川（Ⅱ－１－２－２０－１２）、下谷谷川（Ⅱ－１－２－２０－１４）、柿谷西谷川（Ⅱ－１－２－２０－１５）、瀬戸の谷川（Ⅱ－１－２－２０－１８）、柿谷南谷川（Ⅱ－１－２－２０－１９）、福吉東谷川（Ⅱ－１－２－２０－２３）、大水口谷川（Ⅱ－１－２－２０－２５）、福吉下谷川（Ⅱ－１－２－２０－２６）、池ノ谷川（Ⅱ－１－２－２０－２７）、小和谷川（Ⅱ－１－２－２０－２８）、本谷川（Ⅱ－１－２－２０－２９）、下平谷川（Ⅱ－１－２－２０－３０）、上曹源寺谷川（Ⅱ－１－２－２０－３２）、東柿谷川（Ⅱ－１－２－２０－３３）、小代路谷川（Ⅱ－１－２－２０－３４）、下畑谷川（Ⅱ－１－２－２０－３５）、大谷東谷川（Ⅱ－１－２－２０－３６）、大谷東上谷川（Ⅱ－１－２－２０－３７）、たな池谷川（Ⅱ－１－２－２０－３８）、三軒屋西谷川（Ⅱ－１－２－２０－３９）、上畑谷川（Ⅱ－１－２－２０－４０）、又谷川（Ⅱ－１－２－２０－４１）、南福山谷川（Ⅱ－１－２－２０－４２）、南福山中谷川（Ⅱ－１－２－２０－４３）、福山中谷川（Ⅱ－１－２－２０－４４）、木地山下谷川（Ⅱ－１－２－２０－４５）、今井谷川（Ⅱ－１－２－２０－４６）、下谷川（Ⅱ－１－２－２０－４７）、熊ノ谷川（Ⅱ－１－２－２０－４８）、太郎田川（Ⅱ－１－２－２０－４９）、桜ヶ谷川（Ⅱ－１－２－２０－５５）、牧原谷川（Ⅱ－１－２－２０－５６）、小原谷川（Ⅱ－１－２－２０－５７）、黒谷川（Ⅱ－１－２－２０－５８）、屋敷谷川（Ⅱ－１－２－２０－５９）、上大柿谷川（Ⅱ－１－２－２０－６０）、下大柿谷川（Ⅱ－１－２－２０－６１）、恩鳥谷川（Ⅱ－１－２－２０－６２）、今泉上谷川（Ⅱ－１－２－２０－６３）、中津谷川（Ⅱ－１－２－２０－３１）、恋谷川（Ⅱ－１－２－２０－３５）、投入堂下谷川（Ⅱ－１－２－２０－３６）、大瀬丸頭谷川（Ⅱ－１－２－２０－３７）、大瀬丸上谷川（Ⅱ－１－２－２０－３８）、岩本上谷川（Ⅱ－１－２－２０－３９）、森北谷川Ⅱ（Ⅲ－１－２－２０－５）、マブ谷川（Ⅲ－１－２－２０－７）、森北谷川（Ⅲ－１－２－２０－８）

（４）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

２（１）土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

（２）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（３）土砂災害警戒区域の名称

俵原地区（Ⅰ－７２３）、吉原地区（Ⅰ－７２４）、成地区（Ⅰ－７２５）、合谷地区（Ⅰ－７２６）、丹戸地区（Ⅰ－７２７）、神倉地区（Ⅰ－７２８）、東小鹿地区（Ⅰ－７２９）、西小鹿地区（Ⅰ－７３０）、高橋地区（Ⅰ－７３１）、岩本地区（Ⅰ－７３２）、吉田地区（Ⅰ－７３３）、桜ヶ丘地区（Ⅰ－７３４）、余戸地区（Ⅰ－７３５）、片柴地区（Ⅰ－７３６）、砂原地区（Ⅰ－７３７）、三朝Ⅰ地区（Ⅰ－７３８）、山田Ⅰ地区（Ⅰ－７３９）、横手地区（Ⅰ－７４０）、大瀬Ⅰ地区（Ⅰ－７４１）、大瀬Ⅱ地区（Ⅰ－７４２）、大瀬Ⅲ地区（Ⅰ－７４３）、本泉Ⅰ地区（Ⅰ－７４４）、天神町地区（Ⅰ－７４５）、森地区（Ⅰ－７４６）、鎌田地区（Ⅰ－７４７）、吉尾地区（Ⅰ－７４９）、下谷地区（Ⅰ－７５０）、福田地区（Ⅰ－７５１）、小河内地区（Ⅰ－７５２）、笏賀地区（Ⅰ－７５３）、実光地区（Ⅰ－７５４）、福吉地区（Ⅰ－７５５）、鉛山地区（Ⅰ－７５６）、若宮地区（Ⅰ－７５７）、今泉地区（Ⅰ－７５８）、湯谷地区（Ⅰ－７５９）、牧地区（Ⅰ－７６０）、久鳥地区（Ⅰ－７６２）、大

柿地区（Ⅰ－763）、恩地地区（Ⅰ－764）、助谷地区（Ⅰ－765）、久原地区（Ⅰ－766）、穴鴨 1 地区（Ⅰ－767）、穴鴨 2 地区（Ⅰ－768）、木地山地区（Ⅰ－769）、下西谷地区（Ⅰ－770）、上西谷地区（Ⅰ－771）、下畑地区（Ⅰ－772）、三軒屋地区（Ⅰ－773）、坂本 1 地区（Ⅰ－774）、坂本 2 地区（Ⅰ－775）、中津地区（Ⅰ－776）、徳本地区（Ⅰ－1149）、三朝 2 地区（Ⅰ－1150）、三朝 3 地区（Ⅰ－1151）、本泉 2 地区（Ⅰ－1157）、大瀬 4 地区（Ⅰ－1391）、山田 3 地区（Ⅰ－1392）、山田 4 地区（Ⅰ－1393）、山田 5 地区（Ⅰ－1394）、横手 2 地区（Ⅰ－1395）、三朝 4 地区（Ⅰ－1396）、三朝 5 地区（Ⅰ－1397）、砂原 2 地区（Ⅰ－1398）、余戸 2 地区（Ⅰ－1399）、吉田 2 地区（Ⅰ－1400）、福吉 2 地区（Ⅰ－1401）、三徳 5 地区（Ⅰ－1554）、恋谷団地地区（Ⅰ－人工 37）、山田 2 地区（Ⅰ－人工 46）、若宮地区（Ⅱ－2676）、森 2 地区（Ⅱ－2677）、横手 3 地区（Ⅱ－2678）、三朝 6 地区（Ⅱ－2679）、余戸 3 地区（Ⅱ－2680）、片柴地区（Ⅱ－2681）、坂本 3 地区（Ⅱ－2682）、坂本 4 地区（Ⅱ－2683）、坂本 5 地区（Ⅱ－2684）、三徳地区（Ⅱ－2685）、三徳 2 地区（Ⅱ－2686）、三徳 3 地区（Ⅱ－2687）、三徳 4 地区（Ⅱ－2688）、吉田 3 地区（Ⅱ－2689）、高橋 2 地区（Ⅱ－2690）、西小鹿 2 地区（Ⅱ－2691）、高橋 3 地区（Ⅱ－2692）、高橋 4 地区（Ⅱ－2693）、西小鹿 3 地区（Ⅱ－2694）、西小鹿 4 地区（Ⅱ－2695）、神倉 2 地区（Ⅱ－2696）、鎌田 2 地区（Ⅱ－2697）、鎌田 3 地区（Ⅱ－2698）、鎌田 4 地区（Ⅱ－2699）、吉尾 2 地区（Ⅱ－2700）、吉尾 3 地区（Ⅱ－2701）、吉尾 4 地区（Ⅱ－2702）、下谷 2 地区（Ⅱ－2703）、下谷 3 地区（Ⅱ－2704）、下谷 4 地区（Ⅱ－2705）、下谷 5 地区（Ⅱ－2706）、小河内 2 地区（Ⅱ－2707）、小河内 3 地区（Ⅱ－2708）、小河内 4 地区（Ⅱ－2709）、笏賀 2 地区（Ⅱ－2710）、笏賀 3 地区（Ⅱ－2711）、柿谷地区（Ⅱ－2712）、柿谷 2 地区（Ⅱ－2713）、柿谷 3 地区（Ⅱ－2714）、柿谷 4 地区（Ⅱ－2715）、福吉 3 地区（Ⅱ－2716）、赤松地区（Ⅱ－2717）、赤松 2 地区（Ⅱ－2718）、赤松 3 地区（Ⅱ－2719）、大柿 2 地区（Ⅱ－2720）、助谷 2 地区（Ⅱ－2721）、助谷 3 地区（Ⅱ－2722）、久原 2 地区（Ⅱ－2723）、久原 3 地区（Ⅱ－2724）、久原 4 地区（Ⅱ－2725）、曹源寺地区（Ⅱ－2726）、曹源寺 2 地区（Ⅱ－2727）、穴鴨 3 地区（Ⅱ－2728）、加谷地区（Ⅱ－2729）、木地山 2 地区（Ⅱ－2730）、木地山 3 地区（Ⅱ－2731）、木地山 4 地区（Ⅱ－2732）、木地山 5 地区（Ⅱ－2733）、下西谷地区（Ⅱ－2734）、田代地区（Ⅱ－2735）、田代 2 地区（Ⅱ－2736）、田代 3 地区（Ⅱ－2737）、下畑 2 地区（Ⅱ－2738）、大谷地区（Ⅱ－2739）、大谷 2 地区（Ⅱ－2740）、大谷 3 地区（Ⅱ－2741）、大谷 4 地区（Ⅱ－2742）、上西谷 2 地区（Ⅱ－2743）、福山地区（Ⅱ－2744）、福山 2 地区（Ⅱ－2745）、福山 3 地区（Ⅱ－2746）、福山 4 地区（Ⅱ－2747）、福山 5 地区（Ⅱ－2748）、福山 6 地区（Ⅱ－2749）、福山 7 地区（Ⅱ－2750）、今泉 2 地区（Ⅱ－2751）、高橋 5 地区（Ⅱ－2752）、神倉 3 地区（Ⅱ－3592）、三徳 6 地区（Ⅱ－3593）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 227 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
湯梨浜町
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

宇野 4 地区 (I-1552)、泊 4 地区 (I-1553)、宇谷 4 地区 (II-3590)、宇谷 5 地区 (II-3591)、南谷 5 地区 (III-4240)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 228 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

精進川 (I-2-24-25-7)、上山川谷川 (I-2-24-25-8)、朝付場谷川 (I-2-24-25-11)、
宮谷川 (I-2-24-25-12)、上郷谷川 (II-2-22-24-10)、下原谷川 (II-2-22-24-11)、上原谷
川 (II-2-22-24-12)、下木地谷川 (II-2-24-25-2)、山川木地下谷川 (II-2-24-25-3)、大
父北谷川 (II-2-24-25-4)、下大父北谷川 (II-2-24-25-5)、上大父北谷川 (II-2-24-25-
6)、大父谷川 (II-2-24-25-7)、大父南谷川 (II-2-24-25-8)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

平田ヶ平地区 (I-856)、山川 1 地区 (I-857)、山川 2 地区 (I-858)、山川 3 地区 (I-1423)、八橋
12 地区 (I-1556)、八橋 13 地区 (I-1566)、大父地区 (II-2851)、大父 2 地区 (II-2852)、大父 3 地区
(II-2853)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 229 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成20年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

奥の谷川 (I-3-3-5-1)、滝の谷川 (I-3-3-5-2)、酒津東谷川 (I-3-3-5-3)、東谷川 (I-2-3-5-5)、千葉谷川 (I-2-3-5-6)、要害谷川 (I-2-2-5-8)、坂口坂の谷 (I-3-3-5-9)、夏ヶ谷川 (I-2-3-5-10)、灰谷川 (I-2-3-5-12)、社谷川 (I-2-3-5-14)、石谷川 (I-2-2-5-15)、殿谷川 (I-2-2-5-16)、宮谷川 (I-2-2-5-18)、長丁川 (I-3-3-5-21)、樽谷西平川 (I-3-3-5-22)、荒堀川 (I-2-3-5-23)、母木坂川 (I-2-3-5-24)、深田川 (I-2-3-5-25)、千葉谷川 (I-2-3-5-26)、堤谷川 (I-2-3-5-27)、中土居川 (I-2-3-5-28)、正寿寺谷川 (I-2-3-5-29)、漆谷川 (I-2-3-5-30)、岡井越北谷川 (I-2-3-5-31)、岩谷川 (I-2-3-5-32)、四枚畑川 (I-2-3-5-33)、勝田谷口川 (I-3-3-5-35)、砂坂川 (I-3-3-5-36)、寺山川 (I-2-2-5-37)、谷奥川 (I-2-2-5-38)、角力場東平川 (I-2-2-5-39)、柿京寺川 (I-2-2-5-40)、井出之上川 (I-2-2-5-41)、宮ノ谷川 (I-2-2-5-42)、家ノ後川 (I-2-2-5-43)、中だい川 (I-2-2-5-44)、観音谷川 (I-3-3-5-45)、中船戸屋敷川 (I-3-3-5-46)、灰谷川 (I-2-3-5-47)、宮ノ上谷川 (I-2-2-5-48)、広木北谷川 (I-2-3-6-1)、釜谷川 (I-2-3-6-2)、二ツ家東谷川 (I-2-3-6-3)、管白川 (I-2-3-6-4)、右奥川 (I-2-3-6-5)、水谷谷川 (I-2-3-6-6)、鷲峰谷 (I-2-3-6-7)、来日谷川 (I-2-3-6-8)、宿居谷川 (I-2-3-6-9)、尾谷川 (I-2-3-6-10)、河内上谷川 (I-2-3-6-11)、垣ノ内川 (I-2-3-6-12)、矢原西谷川 (I-2-3-6-13)、谷奥川 (I-2-3-6-14)、岡井谷川 (I-2-3-6-15)、奥の谷川 (I-2-3-6-16)、へい谷川 (I-2-3-6-17)、宮方南谷川 (I-2-3-6-18)、河内谷川 (I-2-3-6-19)、上野谷川 (I-2-3-6-20)、数谷川 (I-2-3-6-21)、西下河原谷川 (I-2-3-6-22)、滝谷口川 (I-2-3-6-24)、大谷川 (I-2-3-6-25)、穴谷川 (I-2-3-6-26)、梶掛川 (I-2-3-6-27)、小別所川 (I-2-3-6-28)、日光東上谷川 (II-3-3-5-2)、日光東下谷川 (II-3-3-5-3)、日光西下谷川 (II-3-3-5-4)、日光西上谷川 (II-3-3-5-5)、谷田川 (II-2-3-5-13)、家ノ奥川 (II-2-3-5-14)、菖蒲谷口川 (II-2-3-5-15)、猪谷川 (II-2-3-5-16)、竹谷川 (II-2-3-5-17)、神子谷川① (II-2-3-5-19)、神子谷② (II-2-3-5-20)、大谷川 (II-2-3-5-21)、苗代谷川 (II-2-3-5-22)、稲荷前川 (II-2-3-5-23)、樽丸上ノ谷川 (II-2-3-5-24)、岡井越谷川 (II-2-3-5-25)、上ノ谷川① (II-2-3-5-26)、上ノ谷川② (II-2-3-5-27)、越路谷川 (II-3-3-5-28)、日光西上谷川 (II-3-3-5-29)、西濱瀬ノ上川 (II-3-3-5-30)、小僧谷川 (II-2-2-5-31)、要害谷川 (II-2-2-5-32)、松ヶ谷川 (II-2-2-5-34)、北平谷川 (II-2-2-5-35)、大境川 (II-2-2-5-36)、坂ノ下モ川 (II-2-2-5-37)、上谷川 (II-2-2-5-38)、善妙寺川 (II-2-2-5-40)、鶴木谷川 (II-3-3-5-41)、二ツ家西谷川 (II-2-3-6-1)、御坊谷川 (II-2-3-6-2)、古仏谷中谷川 (II-2-3-6-3)、北谷川 (II-2-3-6-5)、上早尾川 (II-2-2-6-7)、荒神前川 (II-2-2-6-8)、鳥羽谷川 (II-2-3-6-9)、寺谷奥西平川 (II-2-3-6-10)、木梨川 (II-2-2-6-11)、今市川 (II-2-3-6-12)、上条川 (II-2-3-6-13)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

酒ノ津地区 (I-237)、宝木地区 (I-239)、常松A地区 (I-240)、常松B地区 (I-241)、下光元B地区 (I-242)、下光元地区 (I-243)、夏ヶ谷地区 (I-244)、下坂本A地区 (I-245)、下坂本B地区 (I-246)、下坂本C地区 (I-247)、下坂本D地区 (I-248)、土居地区 (I-249)、上宿地区 (I-250)、浜村A地区 (I-251)、浜村B地区 (I-252)、浜村C地区 (I-253)、小谷地区 (I-254)、勝見B地区 (I-256)、新泉地区 (I-257)、会下A地区 (I-258)、会下B地区 (I-259)、郡家地区 (I-260)、飯里A地区 (I-261)、下石地区 (I-262)、飯里B地区 (I-263)、飯里C地区 (I-264)、殿地区 (I-265)、姉泊地区 (I-266)、船磯地区 (I-267)、閉野地区 (I-268)、鬼入道地区 (I-269)、法楽寺地区 (I-270)、小畑地区 (I-271)、水谷地区 (I-272)、南川地区 (I-273)、桜馬場地区 (I-274)、梶掛地区 (I-275)、重山地区 (I-276)、岡井地区 (I-277)、岡木地区 (I-278)、東中園地区 (I-279)、宮方地区 (I-280)、寺町地区 (I-281)、今市A地区 (I-283)、今市B地区 (I-284)、小別所地区 (I-285)、古仏谷地区 (I-286)、矢原道ノ下地区 (I-287)、外尾谷河原A地区 (I-288)、外尾谷河原B地区 (I-289)、毛古屋地区 (I-290)、紙屋条地区 (I-291)、中村条地区 (I-292)、上寺河内地区 (I-294)、河内上条A地区 (I-295)、西御童河内地区 (I-296)、河内上条B地区 (I-297)、酒ノ津C地区 (I-1087)、宝木B地区 (I-1088)、宝木C地区 (I-1089)、下坂本E地区 (I-1090)、二本木地区 (I-1091)、西分地区 (I-1092)、勝見C地区 (I-1093)、下原地区 (I-1094)、睦逢地区 (I-1095)、上原地区 (I-1096)、西中園地区 (I-1097)、越路A地区 (I-1098)、越路B地区 (I-1099)、今町地区 (I-1100)、法楽寺地区 (I-1101)、二ツ家地区 (I-1102)、浜村D地区 (I-1246)、会下C地区 (I-1247)、睦逢B地区 (I-1248)、浜村E地区 (I-1249)、下坂本F地区 (I-1250)、下光元C地区 (I-1251)、岡木B地区 (I-1253)、今市C地区 (I-1254)、広木地区 (I-1255)、小別所B地区 (I-1256)、小別所C地区 (I-1257)、鷺峰地区 (I-1258)、河内地区 (I-1259)、越路C地区 (I-1542)、学校地区 (I-人工5)、漆原条地区 (I-人工6)、切部地区 (I-人工7)、八束水地区 (II-2158)、八束水B地区 (II-2159)、八束水C地区 (II-2160)、八束水D地区 (II-2161)、八束水E地区 (II-2162)、八束水F地区 (II-2163)、会下D地区 (II-2164)、高江地区 (II-2165)、高江B地区 (II-2166)、郡家B地区 (II-2167)、郡家C地区 (II-2168)、睦逢C地区 (II-2169)、睦逢D地区 (II-2170)、飯里D地区 (II-2171)、勝見D地区 (II-2172)、勝見E地区 (II-2173)、勝見F地区 (II-2174)、勝見G地区 (II-2175)、浜村F地区 (II-2176)、日光地区 (II-2177)、日光B地区 (II-2178)、日光C地区 (II-2179)、日光D地区 (II-2180)、日光E地区 (II-2181)、日光F地区 (II-2182)、日光G地区 (II-2183)、日光H地区 (II-2184)、日光I地区 (II-2185)、下坂本G地区 (II-2186)、二本木B地区 (II-2187)、二本木C地区 (II-2188)、重高地区 (II-2189)、重高B地区 (II-2190)、重高C地区 (II-2191)、土居B地区 (II-2192)、宿地区 (II-2193)、宝木D地区 (II-2194)、宝木E地区 (II-2195)、富吉地区 (II-2196)、常松C地区 (II-2197)、常松D地区 (II-2198)、常松E地区 (II-2199)、下光元D地区 (II-2200)、下光元E地区 (II-2201)、下光元F地区 (II-2202)、上光地区 (II-2203)、上光B地区 (II-2204)、乙亥正地区 (II-2209)、宮方B地区 (II-2210)、宮方C地区 (II-2211)、岡木C地区 (II-2212)、西中園B地区 (II-2213)、今市D地区 (II-2214)、今市E地区 (II-2215)、広木B地区 (II-2216)、広木C地区 (II-2217)、広木D地区 (II-2218)、法楽寺B地区 (II-2219)、二ツ家B地区 (II-2221)、二ツ家C地区 (II-2222)、二ツ家D地区 (II-2223)、二ツ家E地区 (II-2224)、鹿野地区 (II-2225)、小畑B地区 (II-2226)、小畑C地区 (II-2227)、鹿野B地区 (II-2228)、鷺峰B地区 (II-2229)、鷺峰C地区 (II-2230)、鷺峰D地区 (II-2231)、鷺峰E地区 (II-2232)、河内B地区 (II-2233)、河内C地区 (II-2234)、河内D地区

(Ⅱ-2235)、河内E地区(Ⅱ-2236)、河内F地区(Ⅱ-2237)、鹿野C地区(Ⅱ-2238)、岡木D地区(Ⅱ-3581)、鹿野D地区(Ⅲ-4189)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 230 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

岩美町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

田後川(Ⅰ-3-5-3-1)、左田後谷川(Ⅰ-3-5-3-2)、才谷川(Ⅰ-3-5-3-3)、小栗川(Ⅰ-3-5-3-4)、奥ノ谷川(Ⅰ-3-5-3-5)、穏畑川(Ⅰ-3-5-3-6)、柄見谷川(Ⅰ-3-5-3-7)、下沓井川(Ⅰ-2-7-3-8)、屋敷川(Ⅰ-2-7-3-9)、井の谷川(Ⅰ-2-8-3-10)、香谷川(Ⅰ-2-7-3-11)、岩井谷川(Ⅰ-2-7-3-12)、日の谷川(Ⅰ-2-7-3-13)、小瀬谷川支川(Ⅰ-2-7-3-14)、小瀬谷川(Ⅰ-2-7-3-15)、奥土井川(Ⅰ-2-7-3-16)、東谷川(Ⅰ-2-7-3-17)、釜戸川(Ⅰ-2-7-3-18)、木コリ谷川(Ⅰ-2-7-3-19)、長郷川(Ⅰ-2-7-3-20)、谷川(Ⅰ-2-7-3-21)、直谷川(Ⅰ-2-9-3-22)、田河内川(Ⅰ-2-9-3-23)、はこび谷川(Ⅰ-2-9-3-24)、下仏谷川(Ⅰ-2-7-3-26)、仏谷川(Ⅰ-2-7-3-27)、蒲生谷川(Ⅰ-2-7-3-28)、奥土井川(Ⅰ-2-7-3-29)、森の奥川(Ⅰ-2-7-3-30)、銀山川(Ⅰ-2-7-3-32)、桶ヶ谷川(Ⅰ-2-7-3-33)、銀山北谷川(Ⅰ-2-7-3-34)、法正寺右谷川(Ⅰ-2-7-3-35)、法正寺中谷川(Ⅰ-2-7-3-36)、梅が谷川(Ⅰ-2-7-3-37)、家ノ奥川(Ⅰ-2-7-3-38)、家ノ奥川(Ⅰ-2-7-3-39)、蒲生川(Ⅰ-2-7-3-40)、相谷川(Ⅰ-2-8-3-41)、寺谷川(Ⅰ-2-7-3-42)、瀬戸川(Ⅰ-2-7-3-43)、平野東谷川(Ⅰ-2-7-3-44)、屋敷川(Ⅰ-2-7-3-45)、海岸1(Ⅰ-3-5-3-46)、蒲生川右支溪1(Ⅰ-2-7-3-47)、蒲生川左支溪1(Ⅰ-2-7-3-48)、吉田川左支溪1(Ⅰ-2-8-3-49)、吉田川左支溪2(Ⅰ-2-8-3-50)、小田川右支溪1(Ⅰ-2-7-3-51)、蒲生川左支溪2(Ⅰ-2-7-3-52)、蒲生川左支溪3(Ⅰ-2-7-3-53)、田後川右支溪(Ⅰ-3-5-3-54)、小谷川(Ⅱ-2-7-3-4)、池谷川(Ⅱ-2-7-3-5)、村ノ内川(Ⅱ-2-7-3-6)、立岩谷川(Ⅱ-2-7-3-7)、松尾谷川(Ⅱ-2-7-3-10)、大坂川(Ⅱ-2-7-3-11)、嫁ヶ谷川(Ⅱ-2-7-3-13)、鳥越谷川(Ⅱ-2-7-3-14)、下谷川(Ⅱ-2-7-3-15)、笹谷川(Ⅱ-2-7-3-16)、万願寺川1(Ⅱ-2-7-3-17)、蒲生川右支溪2(Ⅱ-2-7-3-18)、蒲生川右支溪3(Ⅱ-2-7-3-19)、蒲生川右支溪4(Ⅱ-2-7-3-20)、相谷川右支溪1(Ⅱ-2-8-3-21)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

岩美町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

上町地区 (I-127)、小羽尾地区 (I-128)、大羽尾A地区 (I-129)、大羽尾B地区 (I-130)、市坂地区 (I-131)、牧谷A地区 (I-132)、牧谷B地区 (I-133)、牧谷C地区 (I-134)、中前田地区 (I-135)、浦富地区 (I-136)、宮谷地区 (I-137)、小栗地区 (I-139)、田後B地区 (I-140)、田後地区 (I-141)、田後A地区 (I-142)、網代A地区 (I-143)、網代B地区 (I-144)、網代地区 (I-145)、網代C地区 (I-146)、沓井地区 (I-147)、岩本地区 (I-148)、岩本B地区 (I-149)、日比野山地区 (I-150)、清水地区 (I-151)、平野地区 (I-152)、宮越地区 (I-153)、太田地区 (I-154)、天井谷地区 (I-155)、南屋敷地区 (I-156)、岩常地区 (I-157)、高住地区 (I-158)、下長江地区 (I-159)、院内A地区 (I-160)、向畑地区 (I-161)、黒谷地区 (I-162)、佐坂地区 (I-163)、釜戸地区 (I-164)、村ノ内地区 (I-165)、稻荷地区 (I-166)、外邑地区 (I-167)、唐川地区 (I-168)、大谷屋敷地区 (I-169)、小柴地区 (I-170)、院内B地区 (I-171)、荒金A地区 (I-172)、中新宮地区 (I-173)、荒金B地区 (I-174)、惣座地区 (I-175)、新井地区 (I-176)、坪井地区 (I-177)、鎮坂地区 (I-178)、恩志地区 (I-179)、用路口地区 (I-180)、岩井地区 (I-181)、宮ノ下地区 (I-182)、前河原地区 (I-183)、長者谷地区 (I-184)、田河内地区 (I-185)、大野下地区 (I-186)、中土居地区 (I-187)、中村前田地区 (I-188)、上土居地区 (I-189)、東土居A地区 (I-190)、東土居B地区 (I-191)、木ノ下地区 (I-192)、相山地区 (I-193)、馬場地区 (I-194)、寺谷口地区 (I-195)、法正寺地区 (I-196)、蒲生A地区 (I-197)、蒲生B地区 (I-198)、山ノ神地区 (I-199)、小屋敷地区 (I-200)、横尾地区 (I-201)、西側地区 (I-202)、蕪島地区 (I-203)、鳥越地区 (I-204)、浦富A地区 (I-1082)、浦富B地区 (I-1083)、田後C地区 (I-1084)、田後D地区 (I-1085)、長谷地区 (I-1086)、浦富C地区 (I-1231)、浦富D地区 (I-1232)、岩本C地区 (I-1233)、高山地区 (I-1234)、塩谷地区 (I-1235)、鳥越B地区 (I-1236)、浦富E地区 (I-1237)、中高校地区 (I-1541)、浦富地区 (I-人工3)、蒲生地区 (I-人工4)、浦富F地区 (II-2104)、浦富G地区 (II-2105)、牧谷D地区 (II-2106)、小羽尾B地区 (II-2107)、新井B地区 (II-2108)、新井C地区 (II-2109)、岩本D地区 (II-2110)、向山地区 (II-2111)、岩常B地区 (II-2112)、高住B地区 (II-2113)、佐坂B地区 (II-2114)、荒金C地区 (II-2115)、荒金D地区 (II-2116)、延興寺地区 (II-2117)、唐川B地区 (II-2118)、小田地区 (II-2119)、大坂地区 (II-2120)、広岡地区 (II-2121)、恩志B地区 (II-2122)、恩志C地区 (II-2123)、田河内B地区 (II-2124)、相山B地区 (II-2125)、相山C地区 (II-2126)、塩谷B地区 (II-2127)、塩谷C地区 (II-2128)、塩谷D地区 (II-2129)、銀山地区 (II-2130)、洗井地区 (II-2131)、鳥越C地区 (II-2132)、鳥越D地区 (II-2133)、岩本E地区 (II-2134)、太田B地区 (II-2135)、陸上地区 (II-2136)、浦富H地区 (II-2137)、高山B地区 (II-2138)、岩井B地区 (II-2139)、田河内C地区 (II-3578)、洗井B地区 (II-3579)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 231 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

西ノ谷川 (I-1-2-16-105)、西谷川 (I-1-2-16-106)、権代山谷川 (I-1-2-16-107)、宮ノ谷川 (I-1-2-16-108)、棚谷川 2 (I-1-2-16-109)、山口谷川 (I-1-2-21-1)、郡家谷川 (I-1-2-21-2)、湯谷川 (I-1-2-21-3)、小念川 (I-1-2-21-4)、下清水谷川 (I-1-2-21-5)、清水谷川 (I-1-2-21-6)、上蛇ア谷川 (I-1-2-21-7)、矢谷川 (I-1-2-21-8)、堤原谷川 (I-1-2-21-9)、米富川 (I-1-2-21-10)、野添谷川 (I-1-2-21-11)、湯谷川 (I-1-2-21-12)、奥湯谷川 (I-1-2-21-13)、堰谷川 (I-1-2-21-14)、大坪西谷川 (I-1-2-21-15)、矢送川 (I-1-2-21-16)、釈迦谷川 (I-1-2-21-17)、ジャキ谷川 (I-1-2-21-18)、唐鴨山川 (I-1-2-21-19)、大滝山川 (I-1-2-21-20)、崎山川 (I-1-2-21-21)、長谷川 (I-1-2-21-22)、矢送川⑦ (II-1-2-21-1)、間隅川 (II-1-2-21-2)、清水谷川② (II-1-2-21-3)、清水谷川③ (II-1-2-21-4)、小鴨川① (II-1-2-21-5)、小鴨川② (II-1-2-21-6)、小泉谷川 (II-1-2-21-7)、小泉谷川① (II-1-2-21-8)、中の谷川 (II-1-2-21-9)、小鴨川③ (II-1-2-21-10)、矢送川① (II-1-2-21-11)、滝川① (II-1-2-21-13)、イノコ谷川 (II-1-2-21-14)、矢送川② (II-1-2-21-16)、矢送川③ (II-1-2-21-17)、矢送川④ (II-1-2-21-19)、矢送川⑤ (II-1-2-21-20)、矢送川⑥ (II-1-2-21-21)、奥矢櫃川 (II-1-2-21-22)、山加例谷川 (II-1-2-21-24)、泉谷川① (II-1-2-21-25)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

大平町地区 (I-618)、穴沢 1 地区 (I-643)、大鳥居地区 (I-777)、関金宿地区 (I-778)、大坪団地地区 (I-779)、松河原地区 (I-780)、陽中地区 (I-781)、明高地区 (I-782)、米富地区 (I-783)、城山地区 (I-784)、寺屋敷地区 (I-785)、山新地区 (I-786)、高助地区 (I-787)、小泉地区 (I-788)、野添地区 (I-789)、山口地区 (I-790)、角坂地区 (I-791)、崩地区 (I-1152)、上井地区 (I-1340)、堀地区 (I-1402)、堀 2 地区 (I-1403)、明高 2 地区 (I-1404)、明高 3 地区 (I-1405)、米富 2 地区 (I-1406)、関金宿 2 地区 (I-1407)、関金宿 3 地区 (I-1408)、関金宿 4 地区 (I-1409)、谷 3 地区 (I-1548)、八幡町 2 地区 (I-1549)、余戸谷町 3 地区 (I-1550)、余戸谷町 4 地区 (I-1551)、上井 2 地区 (II-2566)、穴沢 2 地区 (II-2581)、大鳥居 2 地区 (II-2753)、大鳥居 3 地区 (II-2754)、泰久寺地区 (II-2755)、今西地区 (II-2756)、堀 3 地区 (II-2757)、堀 4 地区 (II-2758)、堀 5 地区 (II-2759)、堀 6 地区 (II-2760)、堀 7 地区 (II-2761)、堀 8 地区 (II-2762)、明高 4 地区 (II-2763)、明高 5 地区 (II-2764)、明高 6 地区 (II-2765)、明高 7 地区 (II-2766)、福原地区 (II-2767)、明高 8 地区 (II-2768)、明高 9 地区 (II-2769)、明高 10 地区 (II-2770)、米富 3 地区 (II-2771)、米富 4 地区 (II-2772)、関金宿 5 地区 (II-2773)、関金宿 6 地区 (II-2774)、関金宿 7 地区 (II-2775)、関金宿 8 地区 (II-2776)、郡家地区 (II-2777)、関金宿 9 地区 (II-2778)、関金宿 10 地区 (II-2779)、関金宿 11 地区

区（Ⅱ-2780）、郡家 2 地区（Ⅱ-2781）、郡家 3 地区（Ⅱ-2782）、山口 2 地区（Ⅱ-2783）、山口 3 地区（Ⅱ-2784）、山口 4 地区（Ⅱ-2785）、山口 5 地区（Ⅱ-2786）、山口 6 地区（Ⅱ-2787）、山口 7 地区（Ⅱ-2788）、山口 8 地区（Ⅱ-2789）、山口 9 地区（Ⅱ-2790）、山口 10 地区（Ⅱ-2791）、山口 11 地区（Ⅱ-2792）、山口 12 地区（Ⅱ-2793）、山口 13 地区（Ⅱ-2794）、山口 14 地区（Ⅱ-2795）、谷 4 地区（Ⅱ-3589）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 232 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

北栄町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（3）土砂災害警戒区域の名称

向山谷川（Ⅰ-2-26-22-1）、米里谷川（Ⅰ-2-26-22-3）、西米里谷川（Ⅰ-2-26-22-4）、西下米里谷川（Ⅰ-2-26-22-5）、曲谷川（Ⅰ-2-26-22-6）、樽見谷川（Ⅰ-2-26-22-7）、下西高尾谷川（Ⅰ-2-26-23-1）、右上種谷川（Ⅰ-2-26-23-2）、茶条谷川（Ⅰ-2-26-23-3）、原左谷川（Ⅰ-2-26-23-4）、南向山谷川（Ⅱ-2-26-22-1）、西高尾谷川（Ⅱ-2-26-23-1）、上種谷川（Ⅱ-2-26-23-2）、東上種谷川（Ⅱ-2-26-23-3）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2（1）土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

北栄町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（3）土砂災害警戒区域の名称

国坂 1 地区（Ⅰ-793）、国坂 2 地区（Ⅰ-794）、中尾地区（Ⅰ-795）、島地区（Ⅰ-796）、一の崎地区（Ⅰ-797）、三の崎地区（Ⅰ-798）、姥ヶ谷地区（Ⅰ-799）、亀崎 1 地区（Ⅰ-800）、大谷地区（Ⅰ-801）、舟渡地区（Ⅰ-802）、鎌谷地区（Ⅰ-803）、谷地区（Ⅰ-804）、坂場地区（Ⅰ-805）、西曲地区（Ⅰ-806）、原 1 地区（Ⅰ-807）、原 2 地区（Ⅰ-808）、穂波地区（Ⅰ-809）、由良地区（Ⅰ-810）、六尾地区（Ⅰ-811）、瀬戸地区（Ⅰ-812）、西穂波地区（Ⅰ-813）、島地区（Ⅰ-814）、向屋敷地区（Ⅰ-815）、東宮谷地区（Ⅰ-816）、亀谷 1 地区（Ⅰ-817）、亀谷 2 地区（Ⅰ-818）、下種地区（Ⅰ-819）、下種 5 地区（Ⅰ-820）、上種地区（Ⅰ-821）、西高尾地区（Ⅰ-822）、亀谷 3 地区（Ⅰ-1158）、亀谷 4 地区（Ⅰ-1159）、曲地区（Ⅰ-1410）、原 3 地区（Ⅰ-1411）、穂波 2 地区（Ⅰ-1412）、下種 2 地区（Ⅰ-1413）、下種 3 地区（Ⅰ-1414）、西高尾 2 地区（Ⅰ-1415）、東高尾地区（Ⅰ-1416）、緑ヶ丘地区（Ⅰ-1555）、向山団地地区（Ⅰ-人工 38）、亀崎 2 地区（Ⅰ-人工 39）、国坂 3 地区（Ⅱ-2796）、国坂 4 地区（Ⅱ-2797）、国坂 5 地区（Ⅱ-2798）、国坂 6 地区（Ⅱ-2799）、土下地区（Ⅱ-2801）、米里地区（Ⅱ-2802）、米里 2 地区（Ⅱ-2803）、米里 3 地区

(Ⅱ-2804)、米里 4 地区 (Ⅱ-2805)、米里 5 地区 (Ⅱ-2806)、米里 6 地区 (Ⅱ-2807)、島 2 地区 (Ⅱ-2808)、北尾地区 (Ⅱ-2809)、曲 2 地区 (Ⅱ-2810)、曲 3 地区 (Ⅱ-2811)、曲 4 地区 (Ⅱ-2812)、曲 5 地区 (Ⅱ-2813)、西園地区 (Ⅱ-2814)、穂波 3 地区 (Ⅱ-2815)、瀬戸 2 地区 (Ⅱ-2816)、由良宿地区 (Ⅱ-2817)、亀谷 5 地区 (Ⅱ-2818)、亀谷 6 地区 (Ⅱ-2819)、下種 4 地区 (Ⅱ-2820)、岩坪地区 (Ⅱ-2821)、岩坪 2 地区 (Ⅱ-2822)、上種 2 地区 (Ⅱ-2823)、上種 3 地区 (Ⅱ-2824)、西高尾 3 地区 (Ⅱ-2825)、西高尾 4 地区 (Ⅱ-2826)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 233 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 希望の家	倉吉市みどり町 3576-1	一体型共同生活援助事業所グループ ホーム希望の家	倉吉市みどり町 3576-1	共同生活介護、 共同生活援助	平成 20 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 234 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 希望の家	倉吉市みどり 町3576-1	共同生活援助事業 所グループホーム 希望の家	倉吉市みどり町3576 -1	共同生活援 助	平成20年3月 31日

鳥取県告示第 235 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
ティーアンドディー ー有限公司 取締役 錦織 信 雄	米子市祇園町二 丁目 242-82	日帰りの我が家	米子市河崎 3193 - 1	通所介護	平成 20 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 236 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
ティーアンドディー ー有限公司 取締役 錦織 信 雄	米子市祇園町二 丁目 242-82	日帰りの我が家	米子市河崎 3193 - 1	介護予防通所 介護	平成 20 年 4 月 1 日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第 15 号**

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、平成 20 年 4 月 1 日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党鳥取県歯科技工士支部	川島 環	岡田 和彦	鳥取市寺町 14-8
青亀恵一後援会	増田 節夫	大田 英一郎	東伯郡北栄町弓原 359-7

足立智恵後援会	木村 雄二	松下 行	米子市富益町508
石丸佳典後援会	石丸 佳典	池本 富士子	倉吉市越中町2108
上田孝春後援会	岸本 義登	田中 常蔵	鳥取市源太24- 8
岡本たけし後援会	岡本 武士	船守 伸昭	米子市万能町172
奥田隆夫後援会	坂田 奉明	奥田 良一	西伯郡大山町長田297
住民主役の民主的な町政を構築する会	博田 信	稲村 良一	岩美郡岩美町大字浦富711- 4
田中勇後援会	田中 勇	田中 勇	鳥取市相生町二丁目406
永井さとしさんと共に歩む会	住田 濟三郎	藤森 昇一	米子市中町35
西田ゆきと後援会	西田 ゆり子	田中 恵美子	鳥取市河原町渡一木235-47
長谷川篤後援会	佐伯 睦人	増田 利夫	日野郡日南町神福1296
むろ良教後援会	井山 憲	遠藤 俊雄	米子市錦町三丁目52
森健治後援会	森 健治	森 政子	鳥取市気高町睦逢184
山田みちはる後援会	山田 昭	藤原 賢治	東伯郡三朝町大字今泉224